



よりスリムで、わかりやすい組織に

倉吉市の組織が変わります

※問合せ先：職員課(☎22-8164/☎22-1087)

企画部を廃止し、「総合政策室」を設置

企画課、秘書課、交流推進課を廃止します。企画課、秘書課の業務は総合政策室が、交流推進課の業務は市民参画課などが引き継ぎます。また、市民参画課は市民生活部へ異動します。

生活環境部を「市民生活部」に名称変更

市民参画課を市民生活部に加え、国民健康保険課を医療保険課に変更して福祉保健部健康局(新設)へ異動します。

福祉保健部に「健康局」を新設

健康局は、長寿社会課および保健センター(健康支援課から名称変更)の業務と、医療保険課の国民健康保険、後期高齢者医療保険などの業務を統括します。

水道局簡易水道課を廃止

簡易水道業務は水道局で行います。

係の新設・名称変更

【新設】

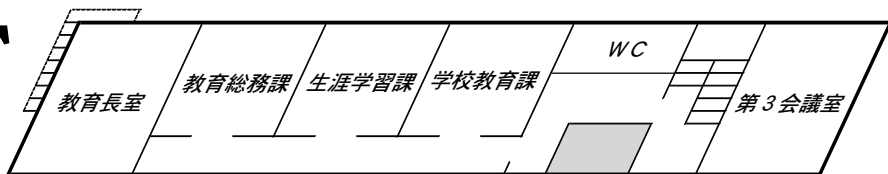
- ・市民参画課 市民生活相談室
- ・水道局工務課 配給水係(廃水係と給水係を統合)
- ・人権政策課 人権啓発係

【名称変更】

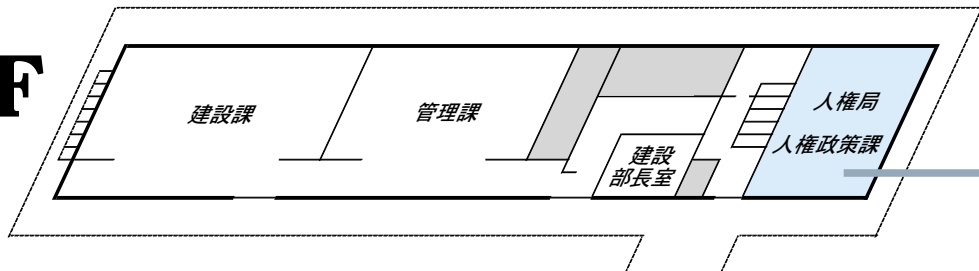
- ・総務課 防災係↓防災管理係
- ・市民参画課 活動支援係↓協働推進係
- ・市民参画課 文化支援係↓文化交流推進室
- ・環境課 生活環境係↓リサイクル推進係
- ・市民課 市民年金係↓市民サービス係
- ・商工観光課 観光係↓遙かなまち観光係
- ・景観まちづくり課 住宅係↓公営住宅係
- ・水道局業務課 管理係↓総務係
- ・水道局業務課 営業係↓お客様係
- ・水道局工務課 送水係↓施設係

東庁舎配置図

3F



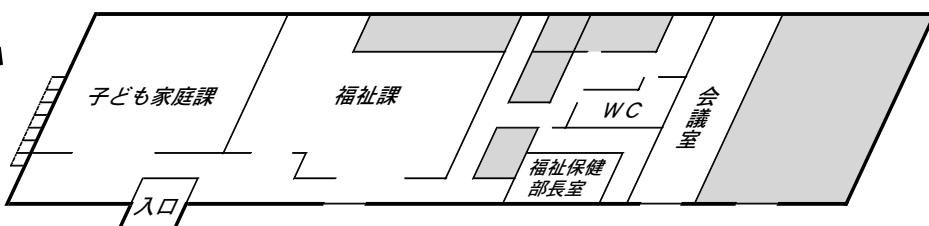
2F



窓口の変更

★人権政策課が東庁舎1階に移動しました

1F



北庁舎

- 1 階：商工観光課
- 2 階：農林課(農政係、農村整備係)
- 3 階：農業委員会事務局

南庁舎


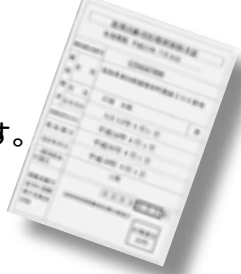

- 1 階：景観まちづくり課、下水道課

北庁舎、南庁舎の配置はこれまでと変わりません。
また、そのほかの施設についても、窓口などの変更はありません。

後期高齢者医療制度がスタートしました

平成20年3月まで
老人医療制度

平成20年4月から
後期高齢者医療制度

<p>対象者 (被保険者)</p>	<p>75歳以上全員が対象でした。 (65歳以上で一定程度障がいのある人は申請により対象)</p> <p>国保・健康保険・共済組合などの加入資格はそのまま残りました。</p>	<p>変わりません</p> <p>変わりました</p>	<p>75歳以上全員が対象です。 (65歳以上で一定程度障がいのある人は申請により対象)</p> <p>全ての方が後期高齢者医療制度に移行しました。</p> 
<p>受診時に必要なもの (保険証)</p>	<p>保険証(国保・健保・共済など) + 老人医療受給者証</p>	<p>変わりました</p>	<p>1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。</p> 
<p>皆さんの窓口</p>	<p>倉吉市</p>	<p>変わりません</p>	<p>窓口は、倉吉市です。 市を通じて「鳥取県後期高齢者医療広域連合」に連絡します。</p>
<p>医療費の負担割合</p>	<p>「一般」の人は1割負担 「現役並み所得」の人は3割負担</p>	<p>変わりません</p>	<p>自己負担割合は老人医療制度と変わりません。</p>
<p>保険給付</p>	<p>療養の給付や入院時の食事代、高額療養費など</p>	<p>変わりません</p>	<p>受けられる給付は老人医療制度と変わりません。</p>
<p>保険料</p>	<p>決め方 それぞれ加入する医療保険ごとに決まっていました。</p> <p>納め方 加入する医療保険ごとに納めました。</p> 	<p>変わりました</p> <p>変わりました</p>	<p>決め方 鳥取県後期高齢者医療広域連合条例により県内同じ基準で個人ごとに決まります。</p> <p>納め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金からの徴収 倉吉市の納付書または指定された金融機関の口座振替で納めます。 <p>チェック</p> <p>今まで健保などの被扶養者で保険料負担がなかった人も保険料を納めることとなりますが、激変緩和措置があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格を得た月から2年間、保険料は均等割額のみで、その5割が軽減されます。 平成20年度については、4月から9月までは保険料は徴収せず、10月以降は9割を軽減します。

これまで、75歳以上(一定の障がいのある65歳以上の人を含みます)の人が適用を受けていた「老人医療制度」は平成20年3月で廃止され、4月から新しい「後期高齢者医療制度」が始まりました。

※問合せ先：医療保険課(TEL 22-8124 / FAX 22-2954)

【保険料の納め方】

- ▶ 4月の年金から徴収される人には、4月上旬に保険料に関する通知書を送付します。
- ▶ 7月中旬には、すべての被保険者に、保険料の決定・徴収に関する通知を送付します。

年金から差し引き(特別徴収)

対象となる人
(すべての要件を満たす人)

- ・年金が年額18万円以上の人
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

納付方法(納期)

年6回の年金定期払いの時に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※平成20年度の開始時期について

被用者保険(健保、共済など)の被扶養者だった人の保険料徴収の特別措置の関係で、

- ①被用者保険の被扶養者だった人は平成20年10月開始
- ②被用者保険の被保険者本人だった人は、各保険者からの情報に基づき、被用者保険の本人と確認され次第開始(平成20年10月予定、7月から9月までは普通徴収)
- ③国民健康保険の加入者だった人は、原則として平成20年4月(仮徴収)から開始となります。

< 4月開始 >

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収						本徴収					
1回		2回		3回		4回		5回		6回	

●前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます。

●前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

< 10月開始 >

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			普通徴収			本徴収					
			1期	2期	3期	4回		5回		6回	

平成20年度
後期高齢者医療保険料納期
(普通徴収)

1期	7月31日(木)
2期	9月1日(月)
3期	9月30日(火)
4期	10月31日(金)
5期	12月1日(月)
6期	1月5日(月)
7期	2月2日(月)
8期	3月2日(月)
9期	3月31日(火)

納付書などで納付(普通徴収)

対象となる人

年金からの徴収(特別徴収)の対象とならない人

納付方法(納期)

市から送られてくる納付書などで、納期内に指定された金融機関で納めます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

ハート・バリアフリー

人権政策課人権啓発係

ハート・バリアフリーとは・・・

バリアフリーとは、「障害物がない状態」のことです。バリアとは、物理的な障害だけでなく、私たちの心（ハート）の中にも偏見や差別といった形で存在します。

私たち一人ひとりが、そういう心の垣根を取り払い、お互いの人権を尊重し合う社会を築くための心のあり方を「ハート・バリアフリー」といいます。

「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」って？

倉吉市は、平成元年に「人権尊重都市」宣言をし、平成8年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、あらゆる差別の解消をめざして施策を進めています。

平成17年に出された「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」では、①「部落の完全解放の実現」②「障がいのある人の人権保障の実現」③「男女の人権が尊重される社会の実現」④「在住外国人の人権保障の実現」⑤「先住民族の権利回復の実現」⑥「子どもの人権保障の実現」⑦「高齢者の人権保障の実現」⑧「その他のマイノリティの人権保障の実現」この8分野で構成されています。

この計画は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の

振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上および人権擁護などの広範にわたる問題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

これら8分野に関する情報を市民の皆さんに提供し、啓発資料として役立てていただくため、市報に掲載しています。

同和教育推進員研修会

この研修会は、部落差別をはじめあらゆる差別や偏見をなくするため、市長から委嘱された倉吉市同和教育推進員が、各地域において同和教育の推進とその啓発を進めるための研修会です。

人権・同和教育を積極的に推進するうえで推進者の果たす役割は大きいものがあります。

地域のリーダーとして、大切な役割を担っていただく推進員の皆さ

ん、ぜひ、ご出席ください。
とき…4月26日(土)午後1時30分
ところ…倉吉交流プラザ
内容…町内学習会の活性化に向けて

差別落書きを撲滅しよう！

「しない・させない・許さない」

最近、駅のトイレや施設で多くの差別落書きが発生しています。なぜこのようなことが起こるのでしょうか。

差別の多くが人の心を傷つけ、不幸にしています。

差別落書きが多く人の目に触れることによって、差別意識をまねくもす。この卑劣さは決して許されるも



のではありません。落書きは消すことができず、心の傷は決して消すことができません。

差別落書き

は、人として、してはならない行爲です。「しない・させない・許さない」という皆さんの意識と声が必要です。皆さんの力で差別落書きをなくしましょう。

※平成20年度「ハート・バリアフリー」作成に、次の皆さんにご協力をいただきました。予定です。

相見楓子・池田康明・池原正雄・宇山眞・大月悦子・繁原美穂・谷本純子・森本満喜夫（敬称略）

主な年間行事

皆様のご参加をお待ちしています。

- 5月17日(土)
倉吉市同和教育研究会総会および講演会
- 5月～7月(日程未定)
人権のために学ぶ同和教育講座①～③
- 8月7日(木)～8日(金)
第33回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(倉吉市ほか)
- 10月
アイヌ民芸展(仮)
- 11月8日(土)
倉吉市人権フェスティバル(仮)
- 1月
部落解放文化祭(予定)

※各行事の詳細については、その都度お知らせします。